



令和6年度 倉吉市 公立放課後児童クラブ 利用のしおり

令和6年度の公立放課後児童クラブ利用者を募集します。利用を希望される児童の保護者は、このしおりの内容をよくお読みいただき、必要書類を提出してください。

□このしおりに関する内容のお問合せは…

①倉吉市健康福祉部 子ども家庭課子育て支援係 ☎(0858)22-8100
〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1(市役所第2庁舎2階)

②利用を希望する公立放課後児童クラブ

□入会申込書等必要書類の提出先は… 利用を希望する公立放課後児童クラブ

1 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは 放課後、保護者が就労等のための留守等によりやむを得ず家庭での保育が出来ない家庭の児童に、適切な遊びと生活の場を与え、児童の健全な育成を図るものです。

「友達が利用しているから」、「児童クラブで宿題や遊びをしたいから」など私的な理由のみでの利用はできません。利用申込みにあたっては、家庭内でお子様とも十分に話し合った上で、お手続きください。

対象となる児童

小学校又は特別支援学校小学部に就学し、保護者が放課後児童クラブの利用を必要とする事由(2ページ参照)のいずれかに該当する児童（※概ね各月10日以上の利用があること）

利用できる日・時間

【平日】放課後 ～ 午後6時30分 【土曜・長期休暇中】午前8時 ～ 午後6時30分

【日曜・祝日・年末年始 12/29～1/3】 閉所

・クラブを利用できる日や時間帯は、保護者が認められた利用事由(就労等)により実際に留守となる間です。利用期間中であっても、仕事がお休みの日等で在宅している場合や私用で留守となる場合は、原則として利用できません。お子様の気持ちを大切に、大人がお家にいらっしゃる時はできるだけ家庭で一緒に過ごすようにしてください。開所時間はクラブにより多少異なります。児童全員帰宅した場合は、午後6時30分より前に閉所することもあります。

公立放課後児童クラブ一覧

児童クラブ名	住所	電話番号
明倫児童クラブ	倉吉市余戸谷町 3059	23-7171
小鴨児童クラブ	倉吉市小鴨 568-2	28-3396
高城児童クラブ	倉吉市上福田 1103	28-5588
ポプラ学級	倉吉市大平町 360-1	26-9985
北谷児童クラブ	倉吉市福富 268-5	28-6523
関金児童クラブ	倉吉市関金町関金宿 666	45-1970

公立放課後児童クラブ利用料

公立放課後児童クラブの利用料は、クラブの貴重な運営費の一部として、ご負担いただいています。

利用月	利用料の額 (放課後児童1人につき) ※おやつ代含む
8月以外の月	2,000円
8月	4,000円 (長期休業中にかかる利用の場合)

公立放課後児童クラブで2人目以降の利用料は、この表に掲げる額の半額となります。

ひと月のうちクラブの利用が5日以下(月途中での入退会や土曜日みの利用、傷病等が原因で学校を欠席したことにより利用日数が少ない場合)の場合の利用料は、この表に掲げる額の半額となります。

利用料の減免申請については、3ページをお読みください。

2 利用申込み手続き等について

(1) 利用要件

保護者について

保護者(父母ともに)の状況が、下表のいずれかの「放課後児童クラブの利用を必要とする事由」に該当すること。(就労等のための留守等によりやむを得ず放課後に家庭での保育が出来ないと認められること)

保護者の状況 放課後児童クラブの利用を必要とする事由	内容
就労	月 48 時間以上就労している場合、その就労期間フルタイム、パートタイム、居宅内労働、自営業等全て含む。
妊娠・出産	保護者が出産間近又は出産後間がない場合、その産前産後各 8 週（産後は 8 週に係る日の属する月末まで）
保護者の疾病・障がい	保護者が病気・ケガ又は心身に障がいがある場合、その必要期間
親族の介護・看護	病気又は心身に障がいがある同居等親族を常時介護又は看護している場合、その従事期間
就学	保護者が学校に通学又は職業訓練を受けている場合、その在学期間

※求職活動や育児休業期間中は、放課後児童クラブの利用はできません。
退職後や出産後は速やかに利用されているクラブへお知らせください。

児童について 利用申込(登録)できる基準については、「入会申込書」の裏面をご確認ください。

実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

※受入人数に空きがある場合に限り、年度途中利用(長期休業のみの利用を含む)もできます。

(2) 申込み書類

放課後児童クラブ入会申込書(兼児童台帳)

利用を希望する児童ひとりにつき、1部提出してください。

世帯構成員欄は、同居する親族(同居又は同一敷地内(世帯分離、隣接敷地内及び集合住宅内含む)について記入してください。保護者又は世帯構成員欄に記載のある方(祖父母等)が原則お迎えに来られる方と想定していますので、記入漏れの無いようにお願いします。

就労等の状況を証明する書類

放課後児童クラブの利用を必要とする事由の有無を適切に確認するため、下表の必要書類を必ず提出してください。

保護者ひとりにつき1部提出してください。(きょうだいででの申込みの場合は一部で可)

単身赴任の保護者も提出が必要です。

保護者状況 放課後児童クラブの利用を必要とする事由	必要書類	備考
就労 (自営業含)	就労証明書 (放課後児童クラブ利用申込用)	勤務先で記入してもらってください。
妊娠・出産	放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 + 母子健康手帳の写	出産予定日が記載されたページ ※産前産後各 8 週の間利用可
保護者の疾病・障がい	放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 + 診断書又は障害者手帳	
親族の介護・看護	放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 + 診断書又は障害者手帳	
就学	放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書 + 在学証明書等	就学期間や時間割等状況の分かるものを添付してください。

※「就労証明書」は、保育園等に提出するものとは別に、放課後児童クラブ専用様式での提出が必要です。

現在、就労していないもののクラブの利用開始までに就職先が決まっている方は、勤務予定として就労証明書を提出してください。勤務先が複数箇所になる場合は、就労証明書も複数提出してください。

放課後児童クラブ利用料減免申請書 *減免を希望する方のみ

下表の区分に該当する場合であって、放課後児童クラブ利用料の減免を希望する方は、減免申請書の提出が必要です。

区 分	利用月	利用料の額（放課後児童1人につき）
(1) 生活保護法に定める被保護世帯に属する児童	—	無料
(2) 市町村民税非課税世帯に属する児童（(1)の場合を除く。）	8月以外の月	1,000円
	8月	2,000円

※表(2)の区分に該当する方は、非課税世帯であることを証明する書類が必要な場合があります。

詳しくは、減免申請書様式内に記載している留意事項をお読みください。

※非課税世帯の基準は、当該年度の4月から8月までは前年度分の市町村民税を、9月から翌年3月までは当該年度分の市町村民税を基に決定します。

スポーツ安全保険加入掛金

放課後児童クラブでの活動中や小学校又は自宅と放課後児童クラブとの往復中の事故やけがに備え、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入していただきます。

掛金は児童1人につき年額800円です。入会申込書に現金を添えてお支払いください。クラブの利用決定に至らなかった場合はお返しします。

掛金は、年度途中からクラブの利用でも減額は無く、また休会又は退会した場合でもお返しできません。

保険の概要や給付内容等は、以下へお問い合わせください。

▶(財)スポーツ安全協会ホームページ <http://www.sportsanzen.org>

▶スポーツ安全協会コンタクトセンター TEL:0570-087109(固定電話から) 03-5510-0033(携帯電話から)

放課後児童クラブ利用決定について

児童クラブの利用希望者が著しく多く、各クラブの定員を超える場合には、低学年及び児童の健全育成上配慮を要する児童を優先とし、保護者等の勤務時間、家庭状況等を考慮して利用者を決定します。入会申込みをされた全ての方にご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。年度途中の利用申込に関しても、希望されるクラブに空きがある場合のみ受付可能とし、定員を超えたクラブはお断りさせていただきます。

特別な配慮が必要なお子様について

入会申込書の裏面の「児童の健康状態等」の欄は、受入にあたり、お子様の健康状態や障がい等心身の状態を理解する上で大変重要です。障がい等により特別に支援が必要な場合（特別支援学級に在籍している又はその入級を検討中の場合も含む。）や食物アレルギーなどで特別な配慮や支援が必要な場合、その他気がかりなことがあれば、必ず具体的にご記入ください。

児童クラブの退会や変更の諸手続について

【退会する場合】

年度の途中で放課後児童クラブを退会する場合には、所定の「退会届」を利用する放課後児童クラブに提出してください。また、退会后でも再度入会が必要となった際は、所定の入会手続の上、利用申請することができます。退会手続がない場合は、実際の利用がなくても利用料をお支払いいただきます。

また、入会が決定された場合であっても、次の事例に該当するような場合は、入会や利用が取消しになることがあります。

- ・申請書類等に虚偽の記載があった場合
- ・家庭状況の変更等により、利用事由に合致しなくなった場合
- ・他の児童や支援員に対し、過度に暴力的な言動があるなど、児童クラブでの集団生活に不適應な状況が継続するとき、あるいは児童クラブの運営上支障があると認められるとき
- ・正当な理由無く連絡のないまま欠席が続く場合

・保護者の迎えが恒常的に閉所時刻(18時30分)を過ぎる場合

等

【変更する場合】

家庭状況等の変更があった場合は、速やかに利用する児童クラブへお知らせください。

変更事項	備考
勤務先・勤務条件が変更になった場合	就労証明書を再提出してください
クラブの利用を必要とする事由が変わった場合	各事由に該当する必要書類を提出してください
保護者や世帯構成等が変わった場合	児童クラブへお知らせください
住所、電話番号、緊急連絡先等が変わった場合	児童クラブへお知らせください

3 自然災害等による閉所等について

自然災害・集団感染等の理由により、小学校が臨時休校、早退等となる場合のクラブの受入体制は次のとおりです。

【自然災害等】

	早帰り・集団下校	臨時休校
台風・大雪等	児童クラブ 原則 開所 ただし、台風の規模・進路、降雪の状況等必要に応じ早めの迎えをお願いします。	児童クラブ 原則 閉所 ただし、保護者の諸事情によりやむを得ないと判断される場合は、保護者による送迎を条件として受入れをします。
その他、自然災害等	上記自然災害を含め、その他非常事態の災害が発生し、クラブ実施施設の損壊など、児童の安全が確保できない場合は、クラブを閉級する場合があります。	

【新型コロナウイルス、インフルエンザ等の集団感染症等】 ※原則各学校の対応に準じます

	早帰り	学校閉鎖・学級閉鎖
集団感染症等	該当学級の児童は、 受入不可	・閉鎖対象となる学校・学級の児童は、 受入不可 ・それ以外の児童については、通常通り受入します。
医師の診断により校長からの「出席停止通知」が出された児童	対象児童は自宅静養とし、児童クラブの利用はできません。	

上記のほか、やむを得ない事情があるときは、その都度対応を判断いたします。

4 利用にあたっての注意事項

- ☑利用ができるクラブは児童が在学する小学校の児童クラブとなります。
- ☑クラブへの迎えは保護者、家族が行っていただき、開所時間内に必ずお迎えにきてください。
やむを得ずお迎えが午後6時30分を過ぎる場合は必ず児童クラブまで連絡をお願いします。
- ☑児童の具合が悪くなった場合など、緊急連絡先等に連絡することがありますので、その場合はお迎えをお願いします。
- ☑宿題については、自主的に取り組めるように声掛けを行いますが、学習指導までは行いませんので、内容についてはご家庭での確認をお願いします。
- ☑児童が故意に児童クラブの施設や物品を破損した場合は弁償していただく場合があります。
- ☑投薬等の医療行為については、対応することが認められていませんので、服薬等についても児童自身で行っていただきます。なお薬の用途や服薬時刻等を事前にお知らせいただければ、服薬を促すなど、可能な範囲での対応はご相談ください。

